

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免に関するQ&A

【申請について】

Q1-1 申請はいつからできますか。

減免の申請は、令和3年度の納税通知書がお手元に届いてからお願いいたします。令和3年度の国民健康保険税納税通知書は、令和3年(2021年)7月13日に発送する予定です。

Q1-2 申請期限はいつまでですか。

令和4年(2022年)3月31日(木)(郵送必着)です。

Q1-3 申請は郵送でも可能ですか。

郵送でも申請可能です。市のホームページに掲載されている申請書をダウンロードしてご使用ください。申請書が印刷できない方は、申請書をお送りいたしますので、『つくばみらい市国保年金課』までご連絡ください。

- つくばみらい市役所 国保年金課国民健康保険係
☎0297-58-2111(内線4404・4405)

Q1-4 申請書はどこに提出したらいいですか。

申請書は、つくばみらい市役所国保年金課国民健康保険係(伊奈庁舎)にご提出をお願いします。

- 〒300-2395 つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市役所 国保年金課国民健康保険係宛て

Q1-5 どのような世帯が減免の対象になりますか。

次のいずれかに該当する世帯です。いずれの基準も該当する場合は、減免額の大きい方を適用します。

対象世帯1・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

対象世帯2・新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる世帯

詳しくはホームページ「対象世帯」をご覧ください。

Q1-6 つくばみらい市に転入しました。以前住んでいたところで減免申請をしましたが、再度申請が必要ですか。

以前住んでいたところで減免申請していても、再度申請が必要になります。

【減免の要件について】

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことをいいますか。

原則、国民健康保険上の世帯主(被保険証に記載されている世帯主)を指します。ただし、世帯主以外の世帯員の収入で生計が維持されている場合には、その方(令和2年中の所得が最も多い国民健康保険加入者)が主たる生計維持者とすることができます。

Q2-2 世帯主が国保加入者ではありませんが、この場合でも主たる生計維持者は世帯主ですか。

世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、世帯主を主たる生計維持者として可否の判定をします。

Q2-3 世帯主(主たる生計維持者)以外の被保険者の収入が減少(令和2年比30%以上)する見込みですが、減免の対象になりますか。

減免の対象にはなりません。

減免の要件は、いずれも主たる生計維持者の傷病や収入減少により判定します。

Q2-4 共働きの夫婦で、夫が世帯主です。収入は同程度であるため、主たる生計維持者は2人であると考えて、妻の収入が減少(令和2年比30%以上)する見込みであれば、減免の対象になりますか。

減免の対象にはなりません。

共働きの世帯などの場合であっても、主たる生計維持者は原則世帯主であり、1人のみです。

Q2-5 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。

医師の死亡診断書によって確認します。

Q2-6 「重篤な傷病」とはどのような場合をいいますか。

おおむね1カ月以上の治療を要すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い状態をいいます。医師の診断書によって確認をします。

【収入・所得について】

Q3-1 「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少」とはどのような場合ですか。

新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指します(感染症が直接的か間接的であるかは問いません)。

新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇や離職・転職などが主な原因である場合等)を除いて、何らかの影響があったものとみなします。感染を避けるための自己都合退社や個人農家等の収入減など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた証明書等が確認できない場合は、聞き取り等によって実情を判断します。

Q3-2 収入や所得がわかる書類が手元にありません。勤務先は倒産し、書類ももらえません。どのようにしたらいいですか。

源泉徴収票や給与明細がない場合は、金融機関の通帳の記録でも問題ありません。添付書類として、通帳等のコピーをお願いします。どうしても難しい場合はご相談ください。

Q3-3 令和3年中の見込み収入はどのように算出すればいいですか。

令和3年1月から申請の前月までの実績額をご記入ください。申請月から12月までは、見込み額をご記入ください。見込み額の部分は、前月までの収入実績額の月平均額で算出する方法や、実績のうち最少の月額で算出する方法などが考えられますが、合理的と判断できる金額であれば、算出方法は問いません。

Q3-4 収入や所得がわかる書類は、世帯全員分が必要ですか。

全員分は不要です。

主たる生計維持者の収入と所得がわかる書類が必要です。ただし、主たる生計維持者及び同一世帯の国民健康保険加入者の中に、所得が未申告の方、または扶養控除の対象になっていない方がいる場合は、減免の判定・計算ができませんので、必ず申告のうえ、減免申請をしてください。

Q3-5 事業収入等(事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入)のうち、給与収入については前年と比べると30%以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については減少する見込みはなく、2つの収入を合計すると前年と比べて30%の減少にはなりません。この場合、減免の対象になりますか。

減免の対象になります

前年比30%以上の減少を判定する収入は、事業収入(営業・農業)・不動産収入・山林収入又は給与収入のうちのいずれかとしています。それぞれの収入ごとに前年収入と比較して、どれか1つでも該当していれば減免の対象に該当します。

Q3-6 国や都道府県から支給される各種給付金については、収入の計算に含めますか。

含まれません。

国や都道府県から支給される各種給付金(持続化給付金・家賃支援給付金・休業協力金・資金繰り支援給付金・特別定額給付金等)は、コロナ減免における「収入金額」や「保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額」には含めません。

Q3-7 事業収入が前年比30%以上の減少見込みですが、令和2年中は必要経費が多くかかってしまったため、事業所得は0円となりました。この場合、減免の対象になりますか。

減免の対象とはなりません。

前年比30%以上の減少見込みとなっても、減免額の計算において、前年の所得が0円又はマイナスの場合、減免額が0円となるため減免の対象とはなりません。

【対象となる保険税について】

Q4-1 減免の対象となる国民健康保険税について教えてください。

減免の対象となる保険税は令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものです。

ただし、国民健康保険加入手続きが遅れたなど、令和3年4月以降に保険税の納期限が到来する令和2年度相当分の保険税も減免の対象になります。

Q4-2 国民健康保険に加入する手続きを令和3年3月に行い、令和2年10月から遡って国民健康保険に加入しました。今回、令和3年4月に初めて納税通知書が届きました。届いた納税通知書には、「令和3年度国民健康保険税(令和2年度分)」となっていて、納期限が「令和3年4月30日」です。この場合減免の対象になりますか。

減免の対象となります。

Q4-3 国民健康保険の資格取得の届け出を行っておらず、令和3年4月に令和元年4月まで遡って加入手続きを行いました。今年度課税される令和元年度及び令和2年度の国民健康保険税はすべて減免申請できますか。

減免申請はできます。

要件を満たしていれば、遡って減免申請することはできます。新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置は、令和2年2月分から始まりましたので、令和元年度分につきましては、減免該当月は令和2年2月分以降からになります。

Q4-4 令和元年度及び令和2年度に課税された国民健康保険税の減免申請を今から行うことはできますか。

できません。

令和元年度、令和2年度の減免申請につきましては、令和3年3月31日に受付が終了しました。

【その他の減免・軽減制度について】

Q5-1 新型コロナウイルス感染症の影響により、会社都合による解雇をされたので「非自発的失業者」に該当しました。先日、国民健康保険税の減免申請を行いました。今回の新型コロナウイルス感染症に伴う減免と併用は可能ですか。

原則、減免の併用はできません。

主たる生計維持者が「非自発的失業者」に該当した場合は、そちらが優先的に適用になりますので、今回の減免は対象外となります。

ただし、給与収入に加えてその他の事由による事業収入等(事業収入(営業・農業)・不動産収入・山林収入)の減少が見込まれる場合は、併用して減免の対象となります。また、主たる生計維持者以外の方が非自発的失業による減免の対象となっている場合は減免の対象となります。

【その他】

Q6-1 減免の決定はいつ頃になりますか。

申請していただいてから、約2週間程度で決定通知又は却下通知を発送いたします。

Q6-2 減免申請後、決定までの間は国民健康保険税の納付をしなくてもいいですか。

申請していただいてから、決定するまでに約2週間お時間を要すると思われませんが、その間に、納期限が到来するものに関しましては、お支払いをしていただき、決定した後に還付させていただきます。お支払いが滞ってしまいますと、督促状が発送されてしまいますのでご注意ください。